

社団法人 日本産科婦人科学会定款施行細則

第1章 地方部会

地方部会

第1条 地方部会は代表機関として地方部会長をおき、この法人(以下本会という)の支部としての業務を行い、併せて各々独自の事業を行うことができる。

地方部会の規約

第2条 地方部会に関する規約は、本会の定款その他の規約に抵触しない範囲内で、各地方部会ごとに定め、本会の会長に報告するものとする。

地方部会長会

第3条 本会の会長は本会の運営上必要と認めたときは地方部会長会を招集することができる。

連合地方部会

第4条 各地方部会は、連合して連合地方部会を結成することができる。

第2章 会 員

入会の手続き

第5条 入会しようとする者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、署名捺印の上、地方部会長の推薦状、入会金およびその年度の会費を添え、所属地方部会を経て、本会の事務所に提出する。

会費の納入期限

第6条 所定の会費は、その年度の9月30日までに所属地方部会を経て、本会の事務所に納入するものとする。

会費の免除

第7条 前年度末現在年齢満77歳以上で、かつ40年以上引続き会員であるものは、会費を免除することができる。

また、理事会が必要と認めた場合は、当該会員に対し特定の年度の会費を免除することができる。

退会の手続き

第8条 退会しようとする者は、所定の退会届書に必要事項を記入し、署名捺印の上、所属地方部会を経て、会長に提出する。

会員の除名の手続き

第9条 会員を除名するときは、会長は所属地方部会長の意見を徴し、理事会に諮り、評議員会の承認を

得て決定する。

入退会の確認

第10条 会長が入会を承認し、または退会の届出を受理した者については、機関誌にその氏名を掲載し、推薦者ならびに本人には通知しない。

名誉会員の詮衡基準

第11条 定款第11条の名誉会員の称号は、年齢60歳以上の会員で、次の各号の3以上の条件を満たすものについて詮衡し、授与することができる。

- 1) 産科学・婦人科学の進歩あるいは本会の発展に特に寄与したもの
- 2) 本会の学術集会において顕著な業績を発表したもの
- 3) 本会の評議員に通算20年以上就任したもの
- 4) 本会の理事、監事に通算6年以上就任したもの
- 5) 本会の会長に就任したもの

名誉会員の詮衡特例

第12条 産科学・婦人科学領域の進歩あるいは本会の発展に著しく貢献したと認められる者に対しては、前条の規定にかかわらず詮衡の上、名誉会員の称号を授与することができる。

名誉会員の推薦手続き

第13条 理事または地方部会長は理由を付して候補者を会長に推薦し、会長はそれを理事会に諮り、評議員会の承認を経て総会に報告する。

名誉会員の処遇

第14条 名誉会員の称号は終身称号であり、授与に際しては本会から感謝状ならびに記章を贈呈する。

2. 名誉会員は、理事会および評議員会に出席して発言することができる。但し、議決権は有しない。

功労会員の詮衡基準

第15条 定款第11条の功労会員の称号は、年齢60歳以上の会員で、次の各号のいずれかに該当するものについて詮衡し、授与することができる。

- 1) 本会の評議員に通算8年以上就任したもの
- 2) 本会の発展に功労のあったもの

功労会員の推薦手続き

第16条 地方部会長は理由を付して候補者を会長に推薦し、会長はそれを理事会に諮り、評議員会の承認を経て総会に報告する。

功労会員の処遇

第17条 功労会員の称号は終身称号であり、授与に際しては本会から感謝状ならびに記章を贈呈する。

2. 功労会員は、評議員会に出席して発言することができる。但し、議決権は有しない。

第3章 役員、評議員、幹事および職員 会長および副会長の任期

第18条 会長および副会長の任期における1年とは、総会ならびに学術集会終了翌日から翌年の総会ならびに学術集会終了日までとする。

理事および監事の任期

第19条 理事（但し、会長および副会長を除く）および監事の任期は、これを選出した評議員の任期と同一とする。

評議員の任期

第20条 評議員の任期は、理事選出を行う年の4月1日から翌々年の3月31日までとする。但し、理事選出を行う定例評議員会が前年度内に招集される場合に限り、旧評議員の任期をその定例評議員会の前日までとし、新評議員はその定例評議員会の日から就任するものとする。

幹事および幹事長

第21条 幹事は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

2. 幹事は、会長および理事の命により会務に従事する。

3. 幹事の業務を総括するため幹事長を置き、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

4. 幹事長は必要があるときに幹事会を開催することができる。

5. 幹事長は会務運営の円滑化を計るため、本会にかかわる会議等に出席することができる。

6. 幹事の任期は2年とし再任を妨げない。

7. 幹事に事故あるときは、会長は理事会の承認を経て、補充することができる。

8. 補充、または増員により就任した幹事の任期は前任者または現任者の残任期間とする。

総会幹事

第22条 会長は総会運営のために5名以内の総会幹事を委嘱することができる。

2. 総会幹事の任期は、会長の任期と同一とする。

職員および事務局長

第23条 職員の業務総括のため事務局長を置く。

2. 職員の業務・給与等は別に定める規定による。

第4章 会 議**理事会への参加者**

第24条 会長は、必要あるときは理事会の承認を経て理事以外の者の理事会への出席を求めることができる。

2. 監事は、理事会に出席するものとする。

3. 評議員会の議長および副議長は、理事会に出席することができる。

4. 幹事長、幹事および事務局長は、理事会に陪席するものとする。

理事会の運営

第25条 会長は、会務の遂行を円滑にするために、理事会内に各業務の担当理事会をおくものとする。

2. 前項の業務とは、庶務・会計・編集・学術・渉外・社会保険・認定医制度その他をいう。

常務理事会

第26条 常務理事会については、定款第26条第2項、第3項、および施行細則第24条を準用し、上記各条項記載の「理事会」は「常務理事会」、「役員」は「副会長、常務理事および監事」と読み替える。但し、第24条第2項は「監事は常務理事会に出席することができる」とする。

2. 常務理事会は、原則として毎月1回会長が招集する。

3. 会長が必要と認めたとき、または副会長および常務理事現在数の2分の1以上から会議に付議すべき事項を示して常務理事会の招集を請求されたとき、会長は15日以内に臨時常務理事会を招集しなければならない。

評議員会の開催手続き

第27条 評議員会を招集するときは、会長はその議案をあらかじめ評議員ならびに役員に通告しなければならない。

総会の呼称

第28条 定款第33条第1項の総会は第 回（平成 年度）日本産科婦人科学会総会と呼称する。

総会の主宰と会期

第29条 総会は会長が主宰して春期に行い、その会期は原則として1日以内とする。

第5章 学術集会・学会賞

学術集会

第30条 定款第38条の学術集会は第 回(平成 年度)日本産科婦人科学会学術講演会(以下学術講演会という)と呼称する。

2. 学術講演会の運営は、会長が裁量する。
3. 学術講演会の会期は、原則として4日以内とする。
4. 学術講演会における講演抄録は、機関誌に掲載しなければならない。
5. 学術講演会における演題の採否は理事会で決定する。
6. シンポジウム、特別講演などの課題およびその担当者については理事会で決定し、評議員会の承認を経て総会に報告するものとする。

学会賞

第31条 定款第39条の学会賞は、理事会で決定し、評議員会の承認を経て、総会に報告するものとする。

第6章 委員会

委員会の呼称および性格

第32条 定款第40条の委員会を次の如く定める。

- 1) 企画委員会：企画委員会として運営企画委員会、学術企画委員会をおく。各委員会は、それぞれ本会の組織運営機構ならびに学術活動に関して企画調整を計り、理事会の諮問に応え、かつ有機的な建策・立案を行うものとする。
- 2) 認定医制度に関する委員会：本会に認定医制度委員会その他をおく。
本項による委員会は認定医制度の運営に関する業務その他を行うものとする。
- 3) 専門委員会：専門委員会として各種の委員会をおく。各委員会は、本会として必要な登録・調査・その他の事業を行うものとする。

委員会の設置期間

第33条 企画委員会および認定医制度委員会は常置とし、各専門委員会も原則として常置とする。

委員会の構成

第34条 企画および専門委員会の構成は委員長、委員とし、必要に応じて副委員長をおくことができる。いずれも理事会の議を経て会長が委嘱する。委員会構成員の任期は2年とする。但し、補充または増員による構成員の任期は、既存構成員のそれと同一とする。委員会構成員はいずれも併任および再任を妨

げない。

2. 認定医制度に関する委員会の構成その他については別に定める。

専門委員会の設置改廃

第35条 専門委員会を新たに設置しようとするときは、設置提案者から所定の申請書を会長に提出しなければならない。

既設委員会の改廃の場合には、委員長から所定の申請書を会長に提出しなければならない。

前2項の場合には、会長は、理事会に諮り評議員会の議を経て総会に報告するものとする。

専門委員会の報告

第36条 専門委員会は、少なくとも年1回その業績結果を理事会・評議員会・総会に報告し、その要旨を機関誌に掲載しなければならない。

専門委員会の業績発表

第37条 専門委員会は、その業績を機関誌以外に公表しようとするときは会長の承認を得なければならない。

専門委員会が刊行物を発行しようとする場合は、本会名において行うものとする。

委員会の規約

第38条 委員会の規約は、理事会の承認を得なければならない。

第7章 機関誌

機関誌の名称

第39条 本会の発行する機関誌の名称は次の通りとする。

日本産科婦人科学会雑誌
(ACTA OBSTETRICA ET GYNAECOLOGICA JAPONICA)

機関誌への投稿

第40条 定款第9条第3項の機関誌への投稿は、学術論文投稿規定に従わなければならない。

機関誌の頒布

第41条 定款第9条第4項の機関誌の無料頒布は、その年度の会費を9月30日までに納入しないときは、その翌月から滞納会費の納入があるまで、停止することがある。

機関誌の購読料

第42条 機関誌は、会員以外でも下記購読料を一括前納したときは有料で頒布する。

年額(13冊) 21,000円

第8章 英文学術論文掲載誌

英文学術論文の掲載

第43条 本会の英文学術論文掲載誌としてアジア・オセアニア産科婦人科連合機関誌(以下 AOFOG 誌という)をあてる。

英文学術論文の投稿

第44条 AOFOG 誌への投稿は、その規定に従わなければならない。

第9章 施行細則の変更

施行細則の変更

第45条 この施行細則は、理事会および評議員会の承認を得なければ変更することができない。

附 則

1. 本施行細則は、昭和52年1月7日から施行する。

2. 認定医制度に関する委員会に認定医制度準備委員会をおく。

イ. 準備委員会は認定医制度発足のための準備をすることを目的とする。

ロ. 準備委員会の構成は委員長、副委員長および委員とし、いずれも理事会の議を経て会長が委嘱する。委員会の設置期間および構成員の任期は昭和61年4月1日より昭和62年3月31日とする。

改定 昭和53・4・8
昭和59・5・12
昭和60・4・6
昭和61・3・29
平成元・4・1
平成2・4・14
平成3・3・23
平成6・4・9
平成7・4・22